設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
（令和８年３月13日受付分）

特定非営利活動法人
空き家・相続相談プラザ

縦覧期間

令和８年３月13日（金）から
令和８年３月27日（金）まで

特定非営利活動法人空き家・相続相談プラザ定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人空き家・相続相談プラザという。

（事務所）
第２条　この法人は、主たる事務所を兵庫県明石市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、行政、地域住民をはじめとする不動産所有者の方々を対象に、空き家や空き地及び将来的に空き家になる可能性がある住宅等不動産に関する問題について、相談及び専門家・業者等の紹介事業のほか、空き家・空き地情報の収集・提供及びその維持管理事業を行い、問題のある不動産を適正に管理することによって、安心・安全で住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。
⑴　まちづくりの推進を図る活動
⑵　地域安全活動
⑶　経済活動の活性化を図る活動
⑷　消費者の保護を図る活動
⑸　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
⑴　空き家・空き地等の不動産に関する相談及び専門家・業者等の紹介事業
⑵　セミナーや勉強会の開催事業
⑶　空き家・空き地等の利活用相談及び提案事業
⑷　空き家・空き地等の情報収集や維持管理事業
⑸　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（会員の種類）

第６条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

⑴　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

⑵　賛助会員　この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

⑴　退会の申し出があったとき。

⑵　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

⑶　継続して２年以上会費を滞納したとき。

⑷　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数３分の２以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴　法令、定款に違反したとき。

⑵　この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

⑴　理事　３人以上10人以下

⑵　監事　１人以上

２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる業務を行う。

⑴　理事の業務執行の状況を監査すること。

⑵　この法人の財産の状況を監査すること。

⑶　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

⑷　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

⑸　理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後２事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

⑵　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の３分の１以下でなければならない。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）

第20条　この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

２　事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

⑴　定款の変更

⑵　解散

⑶　合併

⑷　事業報告及び決算

⑸　役員の選任又は解任及び報酬

⑹　入会金及び会費の額

⑺　会員の除名

⑻　その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
⑴　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
⑵　正会員総数５分の１以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
⑶　第15条第５項第４号に基づき監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の２分の１以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができるものとする。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
３　前２項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第２項、次条第１項第３号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。
３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　正会員の現在数
(3)　総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
(4)　議長の選任に関する事項
(5)　審議事項
(6)　議事の経過の概要及び議決の結果
(7)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容
(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3)　総会の決議があったものとみなされた日
(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
(1)　事業計画及び予算並びにその変更
(2)　理事の職務
(3)　借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(4)　事務局の組織及び運営
(5)　総会に付議すべき事項
(6)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(7)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
(3)　第15条第５項第５号に基づき監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

２　理事長が欠席の場合、副理事長が代行するものとする。

（定足数）

第36条　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第37条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の３分の２以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第38条　各理事の表決権は平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第１項第３号の規定の適用については、出席したものとみなす。

３　議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

（議事録）

第39条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事の現在数

(3)　理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあってはその旨を付記すること。）

(4)　審議事項

(5)　議事の経過の概要及び議決の結果

(6)　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人２人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計等

（資産の構成）

第40条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

⑴　設立当初の財産目録に記載された資産

⑵　入会金及び会費

⑶　寄付金品

⑷　事業に伴う収益

⑸　資産から生じる収益

⑹　その他の収益

（資産の管理）

第41条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

２　前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第25条第３項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)　目的
(2)　名称
(3)　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4)　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
(5)　社員の資格の得喪に関する事項
(6)　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
(7)　会議に関する事項
(8)　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9)　解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3)　正会員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産手続開始の決定
(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由により解散する場合は、正会員総数４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章　雑則

（施行細則）

第53条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　　渡辺　喜夫
副理事長　　糸山　勝啓
理事　　水田　直樹
監事　　上堀内　信一

３　この法人の設立当初の役員任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から2027年６月30日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2027年３月31日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)　正会員

個人	入会金	0円	年会費	15,000円
団体	入会金	50,000円	年会費	30,000円

(2)　賛助会員

個人	入会金	0円	年会費	10,000円（1口以上）
団体	入会金	50,000円	年会費	30,000円（1口以上）

役員名簿

特定非営利活動法人空き家・相続相談プラザ

役　名	ふりがな 氏 名	住所又は居所	報酬の 有無
理事長	わたなべ　よしお 渡辺　喜夫	[redacted]	無
理事 （副理事長）	いとやま　かつひろ 糸山　勝啓	[redacted]	無
理事	みずた　なおき 水田　直樹	[redacted]	無
監事	かみほりうち　しんいち 上堀内　信一	[redacted]	無

設立趣旨書

1　趣旨

近年、全国的に空き家・空き地の増加が社会問題化しています。

この背景には相続手続きの複雑さや法務・税務・不動産の専門知識の不足に加え、所有者不明土地の増加とそれらに対する管理人材の不足などの構造的原因が存在しており、個人の努力だけで解決することは困難です。

兵庫県明石市およびその周辺地域においても、地域の安全性、景観の悪化、相続未処理問題、地域コミュニティの希薄化など、複合的な課題として表面化しています。

私たち（この度の法人設立認証申請にあたり集った有志）は、それぞれが主に住宅・不動産分野で活動する、建築士、宅地建物取引士、司法書士、土地家屋調査士、税理士であることから、これまで任意に空き家相談会の企画、相続手続きの無料相談等の再活用サポートなどを行ってきました。それらの経験を踏まえて、それぞれが問題に個別に対応するのではなく、建築・不動産・法律・税務などの専門家として、複数で有機的に連携し、市民を支援するワンストップサービスの必要性を認識しました。

私たちは、まず兵庫県明石市を中心に、専門家のネットワークを基盤とした特定非営利活動法人として、市民が抱える空き家・空き地・相続に関する負担や不安を軽減するための総合的サポートを提供し、周辺地域も含めて着実に活動を広げていくことをとおして、地域社会の安全・安心・活性化に寄与することを目指します。

2　申請に至るまでの経過

2025年６月　　相続と遺言をテーマにしたセミナー・相談会実施
2025年10月　　不動産相続に関わる個別相談会実施
2025年11月　　設立準備会開催
2025年12月　　不動産売却に関わる個別相談会実施
2026年２月　　設立総会開催

2026年２月７日

特定非営利活動法人 空き家・相続相談プラザ
設立代表者
氏名　渡辺　喜夫

2026年度事業計画書

特定非営利活動法人空き家・相続相談プラザ

１．基本方針

法人設立を機に、これまで法人と士業が個別に行ってきた空き家相談会、相続相談、空き地有効活用に関する専門相談活動を基礎として、市民に対しより公正・継続的な支援を行う体制を整備する。

設立初年度は、明石市内の空き家・空き地・相続に関する課題解決に資する事業を重点的に実施し、地域に根ざした相談窓口としての認知向上と、行政・専門家・市民との連携強化を図る。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 相談・紹介事業	空き家・空き地の所有者向け無料相談会	年４回程度	明石市内会場	所有者20名	0
	空き家・空き地の所有者向け無料相談、登記・税務支援	常時	明石市内会場	相談者15名	0
(2) セミナー等開催事業	税理士・司法書士・宅地建物取引士等の専門家によるセミナーや勉強会の開催	年４回程度	明石市内会場	地域住民・所有者20名	0
(3) 利活用相談及び提案事業	空家の評価、活用提案、補助制度案内等	常時	明石市・周辺地域	所有者15名	0
(4) 情報収集・維持管理事業	情報提供等による空き家の情報収集・維持管理	常時	明石市・周辺地域	地域住民・所有者	0
(5) その他の必要な事業	定款第５条第１号～第４号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第３条及び第４条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

３．事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会　６月

②理事会　年２回程度

(2) 事務局体制

事務局長：糸山　勝啓、　事務局スタッフ：青木　渉・茂木　茂樹

2027年度事業計画書

特定非営利活動法人空き家・相続相談プラザ

１．基本方針

法人設立を機に、これまで法人と士業が個別に行ってきた空き家相談会、相続相談、空き地有効活用に関する専門相談活動を基礎として、市民に対しより公正・継続的な支援を行う体制を整備する。

翌年度は、初年度に構築した相談体制と専門家ネットワークを基盤に、空き家・空き地・相続に関する相談支援の安定運営を図る。また、相談フローの標準化やデータ管理を進めるとともに、地域団体・行政との協働を深め、持続可能な支援体制の定着と市民への認知向上を進める。

２．特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容（具体的な事業内容）	実施時期・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込（千円）
(1) 相談・紹介事業	空き家・空き地の所有者向け無料相談会	年４回程度	明石市内会場	所有者 40名	0
	空き家・空き地の所有者向け無料相談、登記・税務支援	常時	明石市内会場	相談者 30名	0
(2) セミナー等開催事業	税理士・司法書士・宅地建物取引士等の専門家によるセミナーや勉強会の開催	年４回程度	明石市内会場	地域住民・所有者 40名	0
(3) 利活用相談及び提案事業	空家の評価、活用提案、補助制度案内等	常時	明石市・周辺地域	所有者 30名	0
(4) 情報収集・維持管理事業	情報提供等による空き家の情報収集・維持管理	常時	明石市・周辺地域	地域住民・所有者	20
(5) その他の必要な事業	定款第５条第１号～第４号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事業について、定款第３条及び第４条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

３．事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常総会　６月

②理事会　年２回程度

(2) 事務局体制

事務局長：糸山　勝啓、　事務局スタッフ：青木　渉・茂木　茂樹

特定非営利活動法人空き家・相続相談プラザ

2026年度活動予算書

（成立の日から2027年 3月31日まで）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	160,000		
受取会費計		310,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
３．受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
４．事業収益			
(1) 相談・紹介事業	0		
(2) セミナー等開催事業	0		
(3) 利活用相談及び提案事業	0		
(4) 情報収集・維持管理事業	0		
(5) その他の必要な事業	0		
事業収益計		0	
５．その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			310,000
Ⅱ　経常費用			
1．事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	30,000		
印刷費	30,000		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	40,000		
その他経費計	100,000		
事業費計		100,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷費	20,000		
通信費	60,000		
旅費交通費	30,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	40,000		
租税公課	0		
減価償却費	0		
その他経費計	170,000		
管理費計		170,000	
経常費用計			270,000
当期正味財産増減額			40,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			40,000

特定非営利活動法人空き家・相続相談プラザ

2027年度活動予算書

(2027年4月1日から2028年3月31日まで)

(単位：円)

科目	金額		
Ⅰ　経常収益			
１．受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	190,000		
受取会費計		340,000	
２．受取寄付金			
受取寄付金	0		
受取寄付金計		0	
３．受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
受取助成金計		0	
４．事業収益			
(1) 相談・紹介事業	0		
(2) セミナー等開催事業	0		
(3) 利活用相談及び提案事業	0		
(4) 情報収集・維持管理事業	20,000		
(5) その他の必要な事業	0		
事業収益計		20,000	
５．その他収益			
受取利息	0		
雑収入	0		
その他収益計		0	
経常収益計			360,000
Ⅱ　経常費用			
1．事業費			
(1) 人件費			
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
講師謝金	0		
消耗品費	60,000		
印刷費	20,000		
通信費	0		
保険料	0		
会場費	0		
会議費	40,000		
その他経費計	120,000		
事業費計		120,000	
２．管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給与手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	30,000		
印刷費	30,000		
通信費	80,000		
旅費交通費	50,000		
光熱水費	0		
保険料	0		
会議費	40,000		
租税公課	0		
減価償却費	0		
その他経費計	230,000		
管理費計		230,000	
経常費用計			350,000
当期正味財産増減額			10,000
前期繰越正味財産額			40,000
次期繰越正味財産額			50,000